

## 寒川町自治基本条例の一部改正について

これまで、寒川町自治基本条例の一部改正の内容として、第6条に「総合計画に基づいて」という文言を追加することで検討してきましたが、総合計画とは何か、すなわち総合計画の定義（下記の下線部分）についても自治基本条例の中に規定して明確にした方が良いという判断に至り、自治基本条例の第6条を以下のように改正することを最終的に提案いたします。

### 【提案内容】

寒川町自治基本条例

- ・第1章 総則の第6条に以下の文言（朱書き部分）を追加します。

第6条(町の責務)

町は、まちづくりの指針を実現するため、総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画）に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません。